

第8章 結婚差別の認識状況とその動向

竹村一夫

はじめに

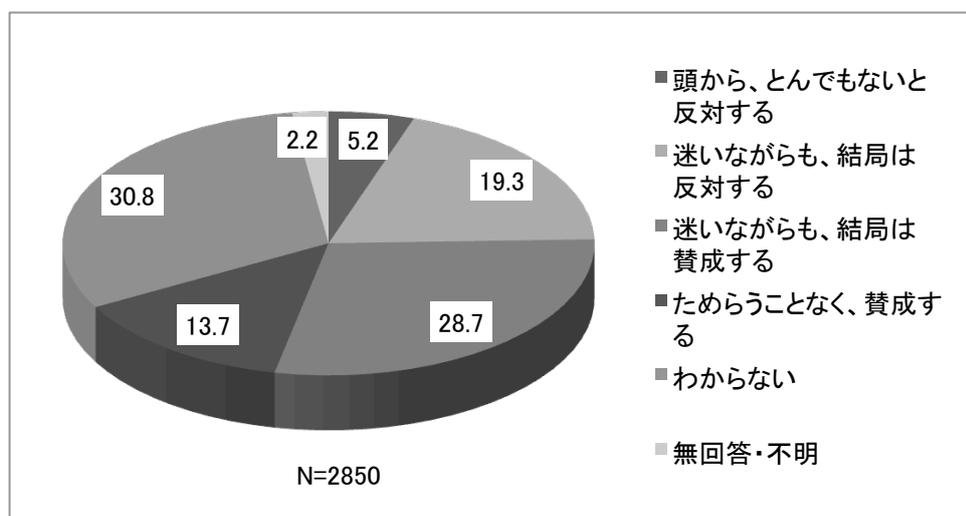
部落差別の中でも、結婚をめぐる差別は、悲劇的な結末となることもあり、重要な課題として取り組まれてきた。現在でも、しばしば差別事件として問題になることがあるが、「事件」や「問題」にならないケースも多いと思われる。例えば、数年前、次のようなことがあった。ある学生の友人が付きあっている相手が部落出身者であり、その友人の母親は、つきあうのはかまわないが結婚はダメだといっている、ということであった。友人本人は、特に結婚まで考えているわけではないので、問題にしていなかったようであり、その後問題になったとも聞かないが、このようないわば「暗数」を考慮に入れると、部落を忌避する感情から来る潜在的な結婚差別事件はかなり発生していると思われる。

本章では、このような結婚差別が人々にどのように認識されてきたかを検討する。データとして主に用いたのは、今回の報告書で時系列分析が展開されている、大阪市、大阪府、堺市、名古屋市、北九州市の意識調査結果であるが、その他の都道府県および政令指定都市の調査結果も適宜使用する。

1 最近の意識調査結果における結婚差別の認識状況

実際のところ、前述のような状況はデータからも推測可能である。図8-1に示したのは、2005年に実施された堺市の調査結果である。子どもが結婚したいといっている相手が同和地区出身者であった場合、親としてどのような態度をとるかという設問に対して、「頭から、とんでもないと反対する」は5.2%にとどまっているものの、「迷いながらも、結局は反対する」を加えると、ほぼ4人に1人が、子どもの結婚の際に部落出身者を忌避すると回答している。

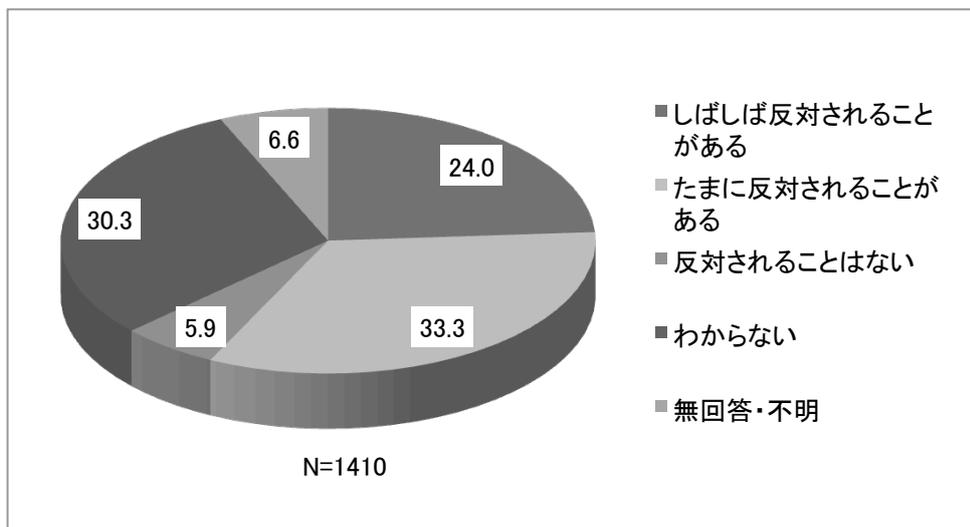
図8-1 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合にとる態度



(堺市, 2006)

このような結婚差別をめぐる現実を多くの人は実際に認識しており、結婚差別は現在でも存在していると考えている人は多い。次の図 8-2 は、大阪市民を対象とした 2005 年の意識調査の結果である。「現在、同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか。」という設問に対して、「しばしば反対されることがある」24.0%、「たまに反対されることがある」33.3%であり、反対されることがあるという認識を持っている人がほぼ6割を占めている。これに対して、「反対されることはない」という認識を持っている人は、わずかに 5.9%であり、同和地区出身者はまだまだ結婚に際して、反対されることがあるという認識が一般的であることがわかる¹。もちろん、これほど多くの人々が実際に結婚差別を見聞きしたわけではなからうから、さまざまな状況証拠から結婚差別の存在を認識していると考えられる。

図 8-2 同和地区出身者が結婚に際して反対されることがあるかどうか

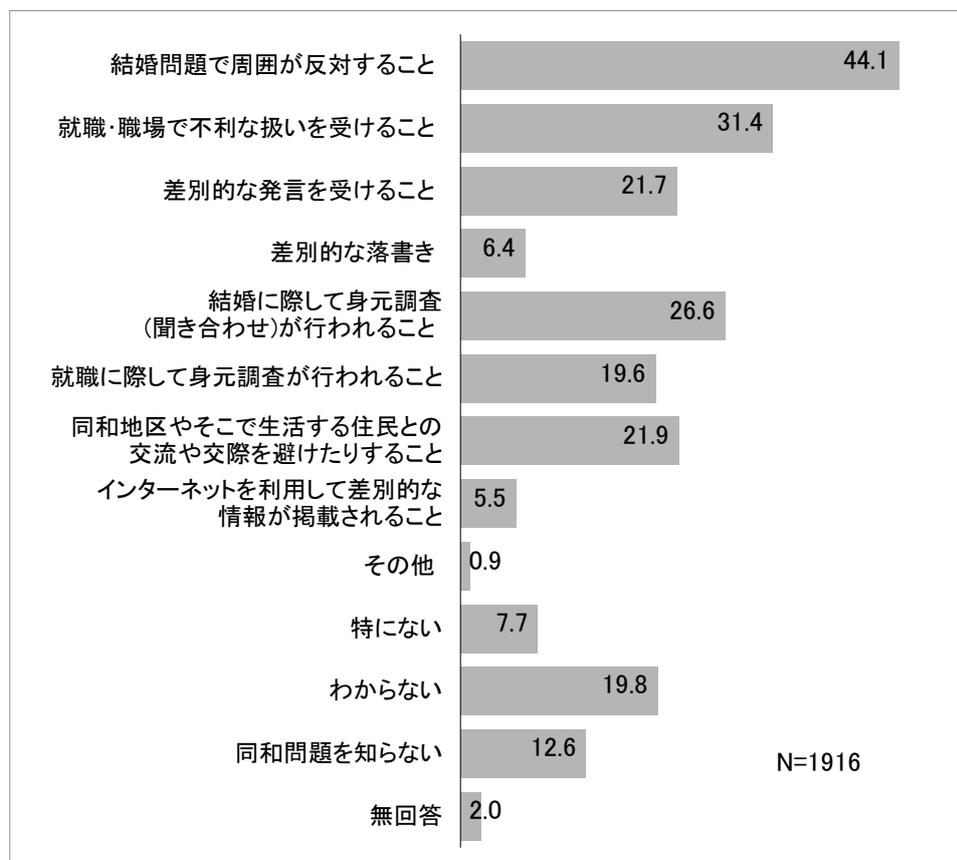


結婚差別の現状に対する認識に関して、人権上の問題点としてとらえるかどうかという、別の側面からみておくことにしよう。図 8-3 は、2005 年に名古屋市で実施された調査より「あなたが同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。起きていると思うものをいくつかでも○をつけてください」²という設問に対する結果をみたものである。多重回答の設問であるが、「結婚問題で周囲が反対すること」という回答が 44.1%で、その他の問題点より 10 ポイント以上多くなっている。その次に多いのは「就職・職場で不利な扱いを受けること」であり、就職をめぐる差別の存在も認識されているが、「結婚に際して身元調査(聞き合わせ)が行われること」という回答も 26.6%あり、やはり結婚をめぐる差別状況の存在を多くの人が指摘している。そもそも選択肢の文言が「結婚に際して」ではなく、「結婚問題」となっており、問題のある状況を想定した文言になっているのは、結婚差別の存在を前提にした選択肢のつくりになっているともいえる。

¹ 報告書では、「しばしば、もしくはたまにはの区分不明」とされていた回答 (2.5%) を「無回答・不明」と統合した。「反対されることがある」と回答したものに対する枝間から反対だと判断できるが、この設問には回答していなかったものと考えられる。

² 日本語として若干不自然な表現があるが、誤植ではない。

図 8-3 同和地区をめぐって、人権問題として認識されていること



(名古屋市, 2006)

2 結婚差別の存在についての認識状況の変化

それでは、次に結婚差別が「ある」という認識状況の変化についてみていくことにしよう。ここで主に検討するのは大阪市と大阪府の調査結果である。

表 8-1 は、大阪市の調査結果における結婚差別の認識状況の変化を示したものである。最も古い 1968 年調査の時点では、実に 80.6%が「結婚の場合」に差別が表面化すると回答している。それからほぼ 10 年後の 1979 年調査では、部落外の人には「『部落』の人と結婚するとき」に「『部落』の人のことを気にしたり、意識したりしている」と 65.8%の人が回答している。このときとほぼ同じ設問が 1995 年の調査でもたずねられているが、その時には、「『同和地区』の人と結婚するとき」に意識するという回答は 69.0%であった。つまり、15 年間で結婚差別の認識状況はほとんど変化していないということである。2000 年調査では、設問が変更され、「現在、同和地区の人たちは、結婚する際に、同和地区出身であることを理由に反対されることがあると思いますか」という直接的な表現に変わっている。表中に示した数値は、「しばしば反対されることがある」と「たまに反対されることがある」を合わせたものになっているが、2000 年調査では、76.4%の回答者が、同和地区出身者は結婚に際して反対されることがあると回答している。

ここまでの調査結果では、多少の上下はあるものの 7~8 割の回答者が、同和地区出身者に対する結婚差別はあると答えてきていた。ところが、2005 年の調査では、設問は 2000 年調査とほぼ同一であるにもかかわらず、「反対されることがある」という回答は、57.3%に 20 ポイ

ント近く減少している。1960年代末からほぼ30年間大きな変化のなかった認識状況が、わずかに5年間で大きく変化している。この変化は、一体何からもたらされたものなのであろうか。この5年間で結婚をめぐる差別の実態が大きく変化したとは考えにくいので、そのように感じたり、考たりする人が減少したということである。ここ5年間の変化ということであれば、当然、特別措置としての同和対策事業が終了したことがあげられようが、それによって、なぜこのような変化が生じたのか。また、この傾向は継続するのか、これだけのデータでは何ともいえないが、今後も注目しておきたい。

表 8-1 結婚差別の認識状況の変化（大阪市）

結婚差別があるという認識（大阪市）	1968	1979	1985	1990	1995	2000	2005
では、あなたは、こういった部落に対する差別は、現在、どんなところに出ていると思われますか？	80.6						
ところで、「差別」をうけている地区（「部落」）の人に対する「部落」外の人の方や意識についてですが、「部落」外の方は、どういう場合に「部落」の人のことを気にしたり、意識したりしているとお考えでしょうか？		65.8			69.0		
「差別」をうけている地区（「部落」）の生活実態には、「差別」の結果、いろいろ問題がありますが、あなたが、“なんとかしなければならぬ”とか、“問題である”とお考えのもの、全部に、印をおつけください。		46.4	43.4	37.5			
現在、同和地区の人たちは、結婚する際に、同和地区出身であることを理由に反対されることがあると思いますか。						76.4	57.3

また、結婚差別について、同和地区の生活実態に関しての問題点と思うかどうかという点では、1979年調査では、46.4%が「問題である」と回答していた。結婚時に同和地区出身かどうか意識されるという回答の比率と比較すると20ポイントほど低い。さらに、1985年には43.4%、1990年には37.5%と減少している。1995年調査の結果からみると、結婚に際して差別はあると認識されながら、それを問題だと考える人は減っていたことになる。残念ながら、1990年調査以降は、設問が設定されていないため、この後の変化をたどることはできない。

次の表 8-2 は、結婚差別の存在についての認識状況を大阪府の調査結果からまとめたものである。「『同和地区』外の方は、どういう場合に『同和地区』の人のことを気にしたり、意識したりしている」のかという設問に対して、「『同和地区』の人と結婚するとき」という回答が、1980年調査では69.6%、1990年調査63.4%、1995年調査70.1%と60～70%で推移している。また、2000年調査では大阪市と同じ設問に変更されているが、結婚に際して、同和地区出身者は反対されることがあるという回答比率もほぼ同じ78.2%となっている。さらに、2005年調査において、57.5%に急激に減少している傾向も同様である。

表 8-2 結婚差別の認識状況の変化（大阪府）

結婚差別があるという認識（大阪府）	1980	1990	1995	2000	2005
ところで、“差別”をうけている地区（「同和地区」）の人に対する「同和地区」外の人の方や意識についてですが、「同和地区」外の方は、どうの場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしているとお考えですか。あなたがお感じになっているもの全部に✓印をおつけください。	69.6	63.4	70.1		
“差別”をうけている地区（「同和地区」）の生活実態には、“差別”の結果、いろいろな問題がありますが、あなたが、“なんとかしなければならぬ”とか、“問題である”とお考えのもの、全部に、✓印をおつけください。	46.5				
現在、同和地区の人たちは、結婚する際に、同和地区出身であることを理由に反対されることがあると思いますか。				78.2	57.5

上記の大阪府と大阪市の調査結果も含めた、結婚差別があるという認識状況についての調査結果を表 8-3 に示しておく。

表 8-3 結婚差別の認識状況の変化（総合）

結婚差別があるという認識	1968	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
大阪市（意識する場合）	80.6		65.8			69.0	76.4	57.3
大阪市（問題と考えるもの）			46.4	43.4	37.5			
大阪府（意識する場合）			69.6		63.4	70.1	78.2	57.5
大阪府（問題と考えるもの）			46.5					
和歌山県					42.2	40.5		
群馬県			70.7		79.6			
三重県					72.9		69.5	55.1
徳島県		42.2	82.5					
堺市						66.6	60.6	49.6
北九州市（複数の中から1つだけ選択）		35.1	39.0	36.3	37.0	36.6		

徳島県は2つまで選択、北九州市1976年
 大阪市1979年、徳島県1978年
 北九州市1986年
 和歌山県1989年、三重県、北九州市1991年
 堺市1994年、北九州市1996年
 三重県1998年
 三重県2004年

※以下に、大阪府・大阪市以外のそれぞれの調査の設問・選択肢を簡単に示しておく。

和歌山県：同和地区の人は結婚に際し、まだまだ不利益な扱いを受けている 1 全くその通りであると思う 2 まあまあその通りであると思う 3 どちらかといえばそうは思わない 4 そうは思わない 5 わからない

群馬県：同和地区の人々は、どんなときに差別されていると思いますか。次の中から差別されていると思うものをいくつでも選んでください。（○はいくつでも） 1. 結婚のとき

三重県：部落差別の現状や、なくなる見通しについて、さまざまな見方がありますが、あなたは、どのようにお考えですか。それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をしてください。A. 結婚差別の現状

について 1.明らかに差別がある 2.どちらかという差別がある

徳島県：1975年〔部落〕の人たちが差別を受ける場合は、どんなときによくあらわれると思いますか。次の中から二つ選んでください。4 結婚のとき、1978年「同和地区」の人達が、差別を受ける場合は、どんなときだと思いますか。「このとき」と思うものには全て○印を 4 結婚のとき このように、78年では全てあげる形式に変更されているため、数値が大きく増加しているものと思われる。

堺市：現在、就職や結婚について部落差別があると思いますか。ア、イそれぞれについて、あてはまる数字に○をしてください。イ、結婚について 1. 明らかな差別がある 2. どちらかといえば差別がある

北九州市：今、同和地区の人たちにどのような差別があると思いますか。次の中から一つ選んでください。2. 国民の中に同和地区の人をいやがったり、さけるような傾向がある（たとえば、結婚をいやがったり、交際をさけるような心理的差別がある）

表8-3からは次のようなことがいえるだろう。結婚差別そのものの存在については、地域によって違いがみられるものの、かなり多くの人々がそれを認識している。また、認識の度合いは、大きく分けると2グループに分けることができ、高い方では8割前後、低い方では4割前後の人が結婚差別があるという認識を持っているということである。しかもその比率は2000年前後までは、30年ほどそれほど大きく変化しなかった。ところが、2005年の調査結果では、いずれの調査においても結婚差別を認識している比率が著しく減少している。

3 結婚忌避の経年変化

次に、結婚差別の認識状況の変化をみるために、同和地区出身者との結婚を想定した設問について検討を加えておくことにしよう。同和地区出身者との結婚を想定した設問には、主に次の3つのパターンがある。

まず1つ目は、自分自身の結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どうするか問うもの（もし、あなたが恋愛し、結婚をきめた人が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうかされますか（堺市、1986））。

2つ目は、親類や親しい人の結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どのような態度をとるか問うものである（かりに、あなたの親類や親しい人が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうかされますか（名古屋市、1981））。

3つ目は、最も多いパターンであるが、自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どのような態度をとるか問うものである（かりにあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうかされますか（和歌山県、1996））。このバリエーションとして、子どもの結婚相手が同和地区出身者であったときに親類はどのような態度をとると思うか問うものもある（三重県、1999）。さらに、これらについて、既婚者のみにたずねたり、未婚者のみにたずねたり、子どもがいると仮定して回答してもらったりといったさまざまなパターンがみられる。

表8-4は、最後の最も多いパターンである、子どもの結婚相手としての同和地区出身者を忌避する意識についてたずねた設問の結果を、いくつかの調査結果からまとめたものである。

反対はするが、子供の意思が固ければ仕方ないといった回答も、「できれば避けたい」という意識の現れであると考え、結婚忌避意識をもつものとして集計してあるため、比較的数値が高

くなっている調査結果もある³。これをみると、いずれの調査結果からも、子どもの結婚に際し同和地区出身者を避ける人は、おおよそ3割程度であることがわかる。しかも、その比率は、最も古い1968年の大阪市の調査結果から、2005年の三重県・名古屋市・堺市の調査結果まで、それほど変化していない。

表8-4 子どもの結婚の際に部落を忌避する意識の変化

子どもの結婚に際して部落を避ける意識	1968	1980	1985	1990	1995	2000	2005
大阪市（自分自身の場合も含む）	31.6						
和歌山県				32.0	25.0		
群馬県		39.0		28.4		16.2	
三重県				33.4		36.9	30.7
名古屋市		28.9	27.9	42.3	30.7	27.7	28.7
堺市			44.3	46.2	29.1	23.9	24.5

和歌山県
1989年、
三重県
堺市
1991年、
堺市
1989年

三重県
1998年、
堺市
1999年

三重県
2004年

※以下に、それぞれの調査の設問・選択肢を簡単に示しておく。

大阪市：あなたご自身か、あなたのお子さんが、結婚なさるとしたら部落出身のかたと結婚されたり、結婚させたりなさいませうか、それともなさいませぬか？ 1 結婚する（結婚させる） 2 よいかたであれば結婚する（相手しだいで結婚させる） 3 結婚しない（させない） 4 その他

和歌山県：かりにあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうされますか。次の番号から1つだけ選び、その番号に○印をおつけください。 1. 子供の意思を尊重する 2. 反対だが子供の意思が強ければしかたない 3. 家族や親戚の反対があれば結婚させない 4. 絶対に結婚させない 5. わからない

三重県：もしかりに、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合は、1) あなたは、どんな態度をとると思いますか？一つだけに○をしてください。（お子さんがいない場合は、いと仮定して答えてください） 1. まったく問題にしない 2. 迷いながらも、結局は問題にしないだろう 3. 迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう 4. 考えなおすように言う

群馬県：あなたは次のような場合、自分はどうするだろうと思いますか。(2) あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ) 1. 子どもの意志を尊重する 2. 自分がかまわないが、親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない 3. どうしても結婚させたくない 4. その他 5. わからない

*名古屋市と堺市は表8-5を参照。

これらの調査の中でも、名古屋市と堺市は継続的に調査されているが、いずれも途中で設問・選択肢ともに変更されている。そのため、単純に経年変化をみることはできないが、継続性があるため、別に取り出して検討しておく。

表8-5をみると、「親としては反対だが、子どもの意志が強ければ結婚もしかたがない」（堺

³ 詳細は注を参照のこと。

市)のような表現が選択肢に含まれている場合は、比率が大きくなっている。名古屋市の場合、1990年に設問が変更された際に42.3%まで増加したが、その後減少し、1995年以降30%程度でほとんど変化はない。堺市は、名古屋市とは反対に、1994年調査で反対であることがはっきりする選択肢に変更されたため、1989年調査の46.2%が1994年調査では29.1%に減少し、その後1999年調査ではやや減少、2005年では横ばいとなっている。

表 8-5 子どもの結婚の際に部落を忌避する意識の変化（名古屋市・堺市）

名古屋市	1981	1986	1990	1995	2000	2005
自分がかまわないが、親類や世間へのてまえがあるので、できれば結婚させたくない；絶対に結婚させない	28.9	27.9				
親として反対するが、こどもの意思が強ければしかたない；家族の者や親類の反対があれば、結婚を認めない；絶対に結婚を認めない			42.3	30.7	27.7	28.7
堺市	1981	1985	1989	1994	1999	2005
絶対に反対と思う；親としては反対だが、子どもの意志が強ければ結婚もしかたがない		44.3	46.2			
頭から、とんでもないと反対する；迷いながらも、結局は反対する				29.1	23.9	24.5

※それぞれの設問は以下の通り。

名古屋市：1981、1986 かりに、あなたに結婚適齢期のお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか。1990～ かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか。

堺市：1985、1989 もし、あなたのお子さんが、同和地区の人と恋愛し、結婚まで話がすすんでいるとしたら、あなたはどうされますか。(○は1つ) 1994～ もし仮に、あなたのお子さん(お子さんがいない場合は、いと仮定して答えてください)が恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区の人であった場合、ア、あなたは親として、どのような態度をとると思いますか。

4 まとめと今後の課題

以上みてきたように、結婚をめぐる差別に関しては、結婚差別があると認識する人が減少しつつあるが、結婚忌避意識はやや減少傾向にあるものの一定の割合で存在している。

その意味では、簡単に状況が好転しているとは判断しづらいところがある。今後、このような傾向が続くのかどうか、今後実施される調査結果を注意深くみていく必要がある。それとともに、忌避意識にそれほど変化がみられない中で、なぜ結婚差別の存在を認める人が急に減少しているのか、研究・考察を深める必要があるだろう。法期限切れによって、人権啓発活動が、同和問題から人権問題一般への問題意識の拡散状況が生じていることが原因かもしれないが、現段階では何ともいうことはできない。ここでみられた傾向が表面的な変化であるのか、それともそうでないのか確認することも含め、今後の課題としたい。